

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (港湾・海岸課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	1
○平成27年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	2
高知県人事委員会規則 ◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県収用委員会公告 ○公示による通知 (4件) (1・20掲示)	2
入札公告 ○一般競争入札 (エックス線撮影装置一式の購入) の公告 (障害保健福祉課)	3

告 示

高知県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 小味野々川川
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	------------	-----------------	---------------

高岡郡四万十町寺野字堂ガ野山489番1から	前	5.1 }	179
高岡郡四万十町寺野字シモトウカノ218番1まで	後	6.3 }	179
		31.2	

高知県告示第29号

港湾法（昭和25年法律第218号）第58条第2項の規定により、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定によるしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成28年1月26日

高知港港湾管理者 高知県

高知県知事 尾崎 正直

- しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市仁井田新築4319番地
新高知重工株式会社 代表取締役社長 入佐 晃
- 埋立区域

(1) 位置

高知市仁井田字新築4319番及び4652番地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点16と点1とを結ぶ平成25年の秋分の日の満潮位（DLプラス1.86メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 点1 基点A（街区三角点2038A 北緯33度31分02秒・東経133度33分53秒）から132度03分38秒270.04メートルの地点
- 点2 点1から181度07分33秒46.48メートルの地点
- 点3 点2から271度07分33秒8.70メートルの地点
- 点4 点3から1度07分33秒1.00メートルの地点
- 点5 点4から271度07分33秒36.60メートルの地点
- 点6 点5から181度07分33秒1.00メートルの地点
- 点7 点6から271度07分33秒1.50メートルの地点
- 点8 点7から1度07分33秒0.72メートルの地点
- 点103 点8から1度07分33秒5.88メートルの地点
- 点102 点103から91度07分49秒2.30メートルの地点
- 点101 点102から1度07分30秒39.78メートルの地点
- 点12 点101から90度57分41秒0.76メートルの地点
- 点13 点12から181度09分49秒23.04メートルの地点
- 点14 点13から91度53分58秒3.56メートルの地点

- 点15 点14から91度45分40秒37.26メートルの地点
- 点16 点15から1度09分30秒23.60メートルの地点
- (3) 面積
1,092.48平方メートル
- 3 埋立地の用途
製造業用地
- 4 免許年月日及び免許番号
平成26年5月1日
高知県指令26高港海第77号
- 5 しゅん功認可年月日
平成28年1月7日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年1月14日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年1月14日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成27 年12月 8日	特定非 営利活 動法人 ジョイ ント・ 宿夢	安藤 正 隆	宿毛市 宇須々 木31番	この法人は、就労や住宅の問題で宿毛市外へ転出する方や宿毛市に関心がある方等にもっと宿毛市に定住していただき宿毛市をますます活性化するため、ゲストハウスに宿泊していただき宿毛市の魅力をアピールしたり、空き家を調査・補修して移住者に提供したり、広報活動や定着支援事業を行ったりすること等により宿毛市の活性

				化に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	-----------------

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年1月14日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年1月14日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年12月28日	特定非営利活動法人高知チャレンジ塾	藤岡 傳三郎	高知市比島三丁目12番24号	この法人は、生活困窮者である子ども等に対して学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を止め、子どもの健全育成及び子どもの自立支援を図ることを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成27年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成28年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 講習会の実施期間
平成28年2月15日（月）から同年3月9日（水）まで
- 講習会の実施場所
高岡郡佐川町中組1247
高知県畜産試験場
- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類

家畜体内受精卵移植に関する講習会
牛

4 講習会の受講資格
牛についての家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者で、かつ、家畜人工授精師免許の取得後、県内において体内受精卵移植に関する業務に従事しようとする者であることとする。

5 講習会の受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書及び牛についての家畜人工授精に関する講習会の修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを添えて、平成28年2月8日（月）までに住所を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。

6 講習会の定員
若干名
なお、講習会の受講を希望する者が多数の場合は、事前に選考を行うことがある。

7 講習会に係る費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。

8 その他
講習会に関し不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年1月26日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
別表第19の表1 大学卒の六 大学4卒の項(18)中「都道府県立農業者研修教育施設（）」を削り、「第3条の規定に基づき」を「第3条第1号の規定に基づき教育機関として」に、「教育機関をいう。以下同じ」を「都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年2月10日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年1月20日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書面の種類
平成28年1月19日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
(1) 高知市春野町西畑字高川原割1499番エの土地の所有者
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 吉永 平吉
(2) 高知市春野町西畑字高川原割1499番エの土地の関係人（物件所有者）
不明。ただし、土地の所有者は、(1)のとおり。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年2月10日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年1月20日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書面の種類
平成28年1月19日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
(1) 高知市春野町西畑字外川原割1496番35の土地の所有者
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 吉永 常次
(2) 高知市春野町西畑字外川原割1496番35の土地の関係人（物件所有者）
不明。ただし、土地の所有者は、(1)のとおり。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年2月10日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年1月20日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類
平成28年1月19日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
(1) 高知市春野町西畑字行弘割1508番38及び1508番40の土地の所有者
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 矢野 初次
- (2) 高知市春野町西畑字行弘割1508番38及び1508番40の土地の関係人（物件所有者）
不明。ただし、土地の所有者は、(1)のとおり。



土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成28年2月10日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。
平成28年1月20日（掲示済）
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類
平成28年1月19日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
(1) 高知市春野町西畑字外川原割1496番18、字上川原割1498番オ並びに字高川原割1499番35及び1499番37の土地の所有者
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 矢野 金吾
- (2) 高知市春野町西畑字外川原割1496番18、字上川原割1498番オ並びに字高川原割1499番35及び1499番37の土地の関係人（物件所有者）
不明。ただし、土地の所有者は、(1)のとおり。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成28年1月26日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項
(1) 購入物品の名称及び数量
エックス線撮影装置一式 1組
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限

- 平成28年9月16日
- (4) 購入物品の納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

- 3 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県地域福祉部障害保健福祉課
電話番号088-823-9633
- (2) 入札説明書の交付方法
平成28年1月26日（火）から同年2月22日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時か

- ら午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成28年3月8日（火）午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年3月7日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
- イ 場所
高知市本町五丁目2-17 高知本町ビル2階 会議室
- 4 その他
(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年2月22日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申

請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年2月12日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray equipment 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 22 February 2016

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 8 March 2016

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 7 March 2016

(5) Contact: Disabled Persons' Health and Welfare Division, Department of Community Welfare, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9633

(6) Others: As in the tender documentation